- $\Diamond$  $\Diamond$ この議事速報(未定稿)は、 の未定稿版で、一般への公開用ではありません。 審議の参考に供するた
- 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。 言、理事会で協議することとされた発言等は、
- $\Diamond$ 受け取られることのないようお願いいたします。で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と今後、訂正、削除が行われる場合がありますの

〇長妻委員 岸 Q 稲田委員長 田総理、 次に、長妻昭さん。 おはようござい

ま す。

立

憲民主党、 今日は、特に新法に絞って、 長妻昭でございます。 総理にお伺 1 を

たいというふうに思います。

害者の皆さんともお会いをされておられます。 物にされていたということは、今回の事件をきっ おられるというふうに思うんですね。 本当に与野党を超えて、深い憤りを皆さん持って かけとした報道等で深く知ることになりました。 恥ずかしながら、ここまで日本人が 総理も、 食

 $\mathcal{O}$ 

当然ございません。この法律で終わりにしてはな きましたが、これで全て網羅されているわけでは らないと思いますので、状況を見て、 やはりなかなか、短時間、短期間で今回法律がで 有効な法律も作らなければならないと思うんです やはり、これは多岐にわたる問題がありますし、 総理も同意いただけますね。 今後、 更に

 $\mathcal{O}$ 

〇岸田内閣総理大臣 現在の我が国の法体系の中で許される限り、 御指 摘  $\mathcal{O}$ 新法案にお

> 適用などについて、政府見解、丁寧にお答えするだく中で、条文化は困難な具体的事例への法律のまた、政府としては、法案について御審議いた 討されているということも承知しております。 その中で、 案は実効的なものになったと考えておりますが、 な規定を組み合わせて立法作業を行いました。配慮義務、行政措置、あるいは刑事罰など、様 実効的な法案とすべく、 更に実効性を高めるべく、修正案が 取消 様 法 検 Z 権

> > 御経験を承りました。

実効性を高める努力を続けていきたいと思います。更なる明確化、相談体制の充実等により、法律のした際には、審議の内容を踏まえ、法律の解釈の性が高まる、こうしたことに向けて努力をしてい性が高まる、こうしたことに向けて努力をしていことで、法解釈の明文化が進み、一層法律の実効 です はなくて、二年以内に更に新たな法律あるいはこ を含めた法律の採決があると思いますが、そうで けれども。さらに、その法律的な、 不十分だと思っています、一歩前進ではあります 言がありましたが、過剰どころか規制が弱過ぎる、 質問でも、何か過剰な規制を心配するような御発 〇長妻委員 やはり、この法律は、先ほど与党の なければならない、このように思っております。 で、必要な見直しということについて考えていか 法の執行状況、社会の変化等もしっかり見た上その上で、御質問の見直しについては、その後 改正案、 これを私はしないといけないと思うん 今回、 修正 案

とでございますが、その被害者の方々は、 総理が三人の被害者の方と面談されたというこ 政府に

> 間半にわたり、献金などによる財産被害あるいはの方々と内々にお会いをし、三名の方から約一時 〇岸田内閣総理大臣 先日、 どういうことをしてほしい、 囲からの孤立、 お聞かせいただけませんでしょうか。 あるいはDV被害など、凄惨な 旧統一教会の被害者 どういう要望が 0

とはありませんでした。 うしてもらいたいというような要望までは承るこ た具体的な経験をお話しをいただいたということ 望があったのかということでありますが、そうし 問は、その際にどうしてもらいたいかという御要 話を丁寧に聞かせていただいた次第でして、 で、その場で、具体的に、例えば法律についてこ それぞれ大変な経験をされた、それについ 御質 て お

ております。 た、そうした一時間半の時間であったと振り返 らない、こういった思いを新たにさせていただい きるよう、政府として最大限努力をしなければな だき、それに対して、被害を生じさせず、救済で 私自身として、その凄惨な経験を聞 いせて いた

のは、 というふうに理解されておられますか。 の新法、修正案も含めた新法に対する評価という ると思うんですが、被害者弁護団の皆さんの、こ 意見というのもいろいろなルートで入ってきて 〇長妻委員 これは、 総理は、どういう問題点を指摘されている 被害者弁護団の皆さん ,の御 1

と承知をしておりますが、 〇岸田内閣総理大臣 皆様方から様々な御指摘をいただいている 被害者弁護団の皆様など関 特に、 配慮義務規定を

解いただいていると思うんです。この法律の足ら 〇長妻委員 そうなんですね。総理は明確に御理いただいているということは承知をしております。 よる救済では救済の範囲が狭いといった御指摘をするとか、あるいは、債権者代位権に という規定が厳格過ぎるとか、さらには、取消し禁止行為に格上げすべきであるとか、必要不可欠

ざるところなんですね。

やっていただけませんでしょうか。にしっかり見直しをするんだということをおっしそういう意味では、法律改正も含めて二年以内

明をさせていただいております。
○岸田内閣総理大臣 もちろん、先ほど御指摘を

> ○長妻委員 これは、やはり、二年以内の見直し ○長妻委員 これは、やはり、二年以内の見直し の中で、ここにおられる宮﨑代議士、そして、こ こにはおられませんが、音喜多日本維新の会の政 が宮﨑さんも渋かったんですけれども、まあ、一 か宮崎さんも渋かったんですけれども、まあ、一 のはできたんですが、まだまだ足りないというの が共通認識なんですね。

御発言いただければと思うんですが。
やらないといけないんだ、こういうようなことをですけれども、二年の見直し期間にやはりそれをので、この与野党の協議を、四党協議でもいいん

○岸田内閣総理大臣 お尋ねの四党協議、これは のある制度とするべく努力を続けること、これは にこれは与野党の御意見を伺いながら、実効性 は議についてどうあるべきだということは直接発 協議についてどうあるべきだということは直接発 は談についてどうあるべきだということは直接発 は、これは与野党の御意見を伺いながら、その は、これは上した。

していきたいと思います。なる努力を続けていく、こういった姿勢は大事になる努力を続けていく、こういった姿勢は大事に是非、与野党を通じて、被害者救済に向けて更

これは、運用を、本当に実効性が高いように運用慮義務規定が入ったわけでございますけれども、そして、次に、三条ですね、新法の。ここに配おりました。四党協議でございます。

しておりました。そして若宮代議士も参加をし

〇長妻委員 失礼、

公明党の大口代議士も

参加

を

T

程度幅広い規定がある。されているんですね。それで、二項、三項も一定が、一項はマインドコントロールそのものが規定していただきたいというふうに総理に思うんです

し充実した相談窓口、こうしたものを通じて適切 いては、全国の消費生活センターによる消費生活 務違反に該当する行為をしているという情報に 〇岸田内閣総理大臣 と、窓口を含めて御答弁いただければありがたい。 務違反に対する情報収集をきちっとやるというこ 者庁かどこか分かりませんが設けるんだ、配慮義 報収集を積極的にやるんだ、そういう窓口を消費 あるいは、積極的にパトロールのようなものも、 は、それに反した疑いのある、情報収集の窓口や、 定するという答弁はいただいているんですが、で 三の配慮義務規定、これは、明確に解釈を後日規 ら御指示をいただきたいのは、この三条の一、二、 れは絵に描いた餅になりますので、是非、総理か 人的資源は限られていますが、そういうような情 これは、情報収集しないで分からなければ、こ あるいは法テラスにおいて最近移管を 御質問の、 法人等が配慮義

をしっかり徹底させることによって充実させて

・把握する体制を、

政府としましても、横の連携

このより載言こついてきたいと考えています。

せていきたいと考えます。今申し上げた情報収集体制、政府として充実をさ用してしっかり周知させる、このことと併せて、正の法の趣旨についても、あらゆるツールを活

○長妻委員 そうすると、消費者庁に直接の窓口

○河野国務大臣 既に全国各地において幅広く消費者ので、消費者生活センターにおいて相談を受けすので、消費者生活センターにおいて相談を受けすいるセンターがございま費者からの相談を受けているセンターがございま費

 ○長妻委員
 もっと体制をつくっていただきたいと思うんですけれども、今の答弁を基にすると、 に対している に対しているです。
 このは、
 このは、
 にされいんですね。このは、
 にされれば、
 にされれば、
 にされれば、
 になる情報をどんどんお寄せくださいというようなことで、
 ですね。この法律が施行されれば、
 になるとで、
 をするとでいる
 になるとでの答弁を基にすると、
 と思うんですけれども、
 今の答弁を基にすると、
 と思うんですけれども、
 今の答弁を基にすると、

趣旨の徹底を図っていくべく努力したい、こういまた、国民の皆さんに対しても、こうした新法の法の趣旨を徹底するということでもありますし、御指摘の相談窓口の対応ということにおいても新行ってまいりたいと申し上げましたが、これは、ても、あらゆるツールを活用してしっかり周知をの岸田内閣総理大臣 先ほど、新法の趣旨につい

った趣旨で申し上げました。

(員「情報収集体制」と呼ぶ) 知を行ってまいりたいと考えています。 (長妻両方につきまして、あらゆるツールを活用して

言なんですね。 四条の六項にあります必要不可欠という条文の文が御心配されている点があるんですね。例の、第

これが入ることによって、規範が新たに厳しくなる規範、法律によって規定されますので、できることによって、現在行われている不法行為裁判で、必要不可欠でなくても違法性が認められるケースがあるんですけれども、それまでも認められな厳しい規範ができることで、別の不法行為裁判にもマイナスの影響が出てくるのではないかという懸念があるんですが、総理、いかが考えますか。う懸念があるんですが、にもマイナスの影響が出てくるのではないかという懸念があるんですが、総理、いかが考えますか。のまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそのままによって、規範が新たに厳しく

の選択肢しか示さない場合のみということではなの選択肢しか示さない場合のみということでは、唯一合には適用可能と考えており、多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くは、そのような必要性や切迫性を有しているものと考えております。そして、必要はなく、勧誘行為全体としてそいるように、必ずしも必要不可欠という言葉をそいるように、必ずしも必要不可欠という言葉をそいるように、必ずしも必要不可欠という言葉をそ

(ADD女E)を旨でし、ま、等の力秀元あた誘する場合も該当し得ると考えております。円の教典の購入のいずれかが必要といった形で勧一千万円の献金、一千万円のつぼの購入、一千万くして、例えば、重要な不利益を回避するために

中国の改正の趣旨ですが、法人等の勧誘行為を 今回の改正の趣旨ですが、法人等の勧誘行為を 会には、法律の解釈などでも周知徹底をしていきた こと、これが趣旨でありません。この点につい こと、これが趣旨であります。具体的な例におい とを意図するものではあります。具体的な例におい とを意図するものではあります。具体的な例におい とを意図するものではあります。具体的な例におい とを意図するものではあります。具体的な例におい とを意図するものではあります。具体的な例におい とを意図するものではあります。

○長妻委員 そして、先ほども、被害者の方三人 と面談されたということなんですが、やはり、法 は悪に対する対応というのも、やはり十分考え に遭われた方は救済できる可能性もあるんですが、 に遭われた方は救済できる可能性もあるんですが、 に遭われた方は救済できる可能性もあるんですが、 と面談されたということなんですが、やはり、法 と面談されたということなんですが、やはり、法

だけませんでしょうか。過去の被害者に対する、これは総理、御検討いたいうのを、生活支援という意味なんですけれども、だきましたが、もう一つ、金銭的、財政的支援と相談窓口とかいろいろ総理はおっしゃっていた

的な支援に結びつけていきたいと考えております。支援等についても充実させることによって、現実でありますが、その際に、裁判費用等の金銭的な談窓口において法律的な支援、もちろん行うわける方に対する対応として、法テラス等における相の岸田内閣総理大臣 今、現に被害に遭われてい

実を図っていきたいと考えます。 是非、政府として、そういった支援の体制の女

○長妻委員 裁判費用のみならず、例えば、生活 ○長妻委員 裁判費用のみならず、例えば、生活 の表表さいただきたいと思うんですが、特に財政 にお考えいただきたいと思うんですが、特に財政 にお考えいただきたいと思うんですが、特に財政 にお考えいただきたいと思うんですが、特に財政 にお考えいただきたいと思うんですが、特に財政 の大々や、精神的ケアが必要な方 は、生活

げております。係機関との連携が重要であるということを申し上であると考えるからこそ、法テラスのみならず関であると考えるからこそ、法テラスのみならず関

なければならない。
等、具体的な事例は様々だと思いますが、その事等、具体的な事例は様々だと思いますが、その事て、どのような支援が子供さんたちに必要なのか生活支援についても、また、児童相談所等を通じ生非、具体的にどのような支援が必要なのか、

た次第であります。 係機関の連携が大事であるということを申し上げ そういったことから、法テラスを始めとする関

新法の取消権の対象となる、このように明確に御を抱いていることに乗じて勧誘されたものと言え、ドコントロールによる寄附は、多くの場合、不安こういう御答弁でございました。いわゆるマインた。配付資料の八ページにございますけれども、木議員の本会議での質問で総理が御答弁されまし**〇長妻委員** そして、十二月六日に、我が党の柚

答弁されたわけでございます。

ろしいんでございますか。
うか延伸したというか、そういうような理解でよいでは、これまでの解釈、定義が少し伸びたといいざいますが、そうすると、困惑という、ある意ございますが、そうすると、困惑といけないわけで

○岸田内閣総理大臣 新法案では、いわゆる霊感の岸田内閣総理大臣 新法案では、いわゆる霊感等の知見に基づく告知にに対応するために、霊感等の知見に基づく告知にに対応するために、霊感等の知見に基づく告知にに対応するといる。

になることも多いと考えられます。た勧誘を受け、困惑して寄附をしたと考えるようた後に冷静になって考えると、当時、不安に乗じ状態では困惑しているか判断できずとも、脱会しまた、いわゆるマインドコントロールは、その

ではないと考えます。

ると考えています。困惑の解釈を広げたものであると考えています。困惑の解釈を広げたものにあるであり、困惑の考え方を明確化したものであると考えています。

をして、御指摘の答弁についてですが、不安をではないと考えます。

思うんですけれどもね。 いうことですが、そうとも言えるかもしれないと の長妻委員 困惑の解釈を広げたものではないと

> で1。 ですね。それは初めて入った概念 安に乗じてという状態であれば、時間軸ではない に時間的な制約はないので、乗じては、ずっと不 に時間的な制約はないので、乗じては、ずっと不 ですね。乗じてというのは相当時間軸が長いと。 なんですね。今までに消費者契約法でもない概念 だいて、この乗じてというのは今までにない概念 だいて、この乗じてというのは今までにない概念

をいうことは、乗じてという長いスパン、長いということは、乗じてという長いスパン、長いということは、でにない状況においての困惑というよりなであおって、不安をあおって、不安をあおって、不安をあおって、不安をあおって、不安をあおって、不安をあおって、不安をあおって、困惑させる、そうかの困惑類型というのは短期なんですね。今、恐怖の困惑類型というのは短期なんですね。これまでにない状況においての困惑というよりなに大いですが、今度は長いスパンの困惑をいうのが初めて出てきたので、それにでにない状況においての困惑というよりは、今まというよいでは、乗じてという長いスパン、長いということは、乗じてという長いスパン、長いということは、乗じてというまでは、

○岸田内閣総理大臣 困惑の定義自体は変わって の定 が実際には多いということも踏まえて、タイムラ が実際には多いということも踏まえて、タイムラ が実際には多いということも踏まえて、タイムラ が実際には多いということも がまないとった。

間でも、乗じてという要件が引き続きあれば、そとがあることによって、例えばでいうと、十年の〇長妻委員(そういう意味では、乗じてというこ)

うことでよろしいんですね。
ば十年困惑が続くという状態もあり得る、こうい済されないので、そういう理解で。つまり、例え解釈でないと、冷静に後から振り返ったときに救困惑状態が続くということもあり得る、こういう国味では、困惑というのは短期ではなくて、十年れは乗じてになる概念でありますので、そういう

**〇岸田内閣総理大臣** 時間的な問題はケース・バ 〇岸田内閣総理大臣 時間的な問題はケース・バ という例を挙げられましたが、一定の期間以内で という例を挙げられましたが、一定の期間以内で なければならないとか、そういうものではないと、 なければならないとか、そういうものではないと、 なければならないとか、そういうものではないと、 なければならないとか、そういうものではないと、 なければならないとか、そういうものではないと、 なければならないとか、そういうものではないと、 なければならないとか、そういうものではないと、

○長妻委員 そして最後に、総理もるるいろいろの長妻委員 そして最後に、総理もるるいろいろで、おども、総理の答弁、若干はっきりしないので、別したりということが発生をしているわけですけましたりということが発生をしているわけです。

を取り戻さない、自由意思でやったのでもう取りを取り戻さない、自由意思でやったのでもう取り合、これは無効ですよね。当たり前です、法律の存に合致して、取り前の話なので、それはいいんで要件に合致して、取り消しできるわけですから。要件に合致して、取り消しできるわけですから。要件に合致して、取り消しできるわけですから。のまり、当たり前の話ですけれども、禁止行為つまり、当たり前の話ですけれども、禁止行為

を撮らせますかね。
っ当な団体が。あるいは、真っ当な団体がビデオ戻しませんなんという念書を書かせますかね、真

例えば、我々国会議員だって政治献金をもらっているわけですよね、個人献金とか。そのときに、ているわけですよね、個人献金とか。そのときに、ているわけですよね、個人献金とか。そのときに、ているわけですよね、個人献金とか。そのときに、ているわけですよね、個人献金とか。そのときに、でいるかはですよね。

ですか。
ですか。
これは、総理、是非、やはり行政府のトップとして、献金した後に、献金はもう返しません、自して、献金した後に、献金はもう返しません、自して、献金した後に、献金はもう返しません、自して、献金した後に、献金はもう返しません、自

○岸田内閣総理大臣 まず、困惑状態で作成されるようれやすくなる、この可能性もあると考えて認められやすくなる、この可能性もあると考えては、は近ろ、法人が寄めるいはビデオ撮影をしているということ自体が、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が、あるいはビデオ撮影、これは公序良俗に反するまのと、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求があるいはどがよりでは、この可能性もあると考えている。

や被害回復の妨害行為、これは社会的に許容し当然のことながら、不法行為を隠蔽する証拠隠

考えております。 難いものであり、これは新法案の趣旨に反すると

○長妻委員 もうちょっと明確に御答弁いただき○長妻委員 もうちょっと明確に御答弁いただき

そうでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とようでなくて、私が言っているのは、そういう とないというよきを書いてくだ という提案をする、御本人は というというというと言いという というだき とれをしれないけれども、そういう となっとではないというふうに、総理、思いませ というでなくて、私が言っているのは、そういう というでなくて、私が言っているのは、そういう

○岸田内閣総理大臣○岸田内閣総理大臣○にはないとおりではないとではないという御指摘のような、御提案自体が真っ当なことではないとのような、御提案自体が真っ当なことではないとのような、御提案自体が真っ当なことではないとのような、御提案自体が真っ当なことではないとのような、

というのは、やはり一定程度裁判でも、争いがあ〇長妻委員 一国の総理、行政府のトップの発言

被害者弁護団と協力して、

配慮義務違反

のも

ういうようなことで**、** 

この法律を少しでも実効性

をどんどん集めて、そして行政が動いていく、こ

のは大変重いわけでございます。 いうことでありますので、いろいろな発言という ったときは、 つの 考慮材料になる場合もあると

5 務の一、二、三というのは。 あれは真っ当な団体はしませんから、 囲で捉えておりますので、統一教会のみならず、 ざいますので、 成立をしたとしたら今月末からですかね。 十日後ですかね、施行されるということは、 いうことだと思いますけれども、この法案が、二 いと思うんですね。あの配慮義務はかなり広い範 我々といたしましては、今日、 今月中に配慮義務なども実施されるわけでご 国民の皆さんにも広く呼びかけた 衆議院の採決と あの ですか 配慮義

姿勢を取るんだと。分析して、そして断固とした がほったらかしにしないで、それを一元的に集めそれを、消費者庁が主務官庁ですので、消費者庁 のセンターにどんどん情報を寄せていただいて、 義務違反の可能性がある、あるいは地域の消費者 ういう行為があって被害を受けた方、 ぱいありますから、そういう情報が。 国会でもチェックをして、 姿勢を取るということは、 T は法テラスに、三条の違反の可能性がある、 れを見聞きした方は、どんどん政府、 ですから、国民の皆さんに広く いただいて、黒田次長のような優秀な方もいま 集めていただいて、そして、 私たちも、 質疑しますの 、呼びか 断固 今の段階で 来年の通常 あるいはそ かけて、 で。 とした 配慮 0

> 終わりじゃありませんので、かりと取り組んでいただきたと思いますので、総理も是非 を高 りと取り組んでいただきたい。まだまだこれ めるようなことを私たちも協力して 総理も是非そういう思いでし 是非よろしくお願 いきた は 0

どうもありがとうございました。

じます。

- 6 -

а